

議案第39号 交野市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案書27P～28P

1. 条例改正の目的

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部改正に伴い、マイナンバーカード所有者については、電子証明書のスマートフォンへの搭載が可能となり、スマートフォンを用いて、今後コンビニなどにおける多機能端末機により印鑑登録証明書などの交付が受けられるようになる予定であることから、本市印鑑条例の改正を行う。

2. 主な条例改正の内容

多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けるために利用できるものとして、個人番号カード（マイナンバーカード）に加え移動端末設備（スマートフォン）を規定するもの。【第13条の2関係】

3. 関連Webサイト

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/75540031-2bab-41ee-9671-0772f5cd82a6/886342c1/20221025_policies_mynumber_local-government_outline_01.pdf 【デジタル庁】

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification/> 【デジタル庁】

4. 施行期日 公布の日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年6月定例会

	議案の 件名	議案第39号 交野市印鑑条例の一部を改正する条例について		政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるもの。		他市町村においても、同趣旨の改正が行われる。 北河内では、枚方市は3月議会上程済み。寝屋川市・門真市は6月議会上程予定。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部改正に伴い、マイナンバーカード所有者については、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載が可能となり、スマートフォンを用いて、今後コンビニ等における多機能端末機により印鑑登録証明書などの交付が受けられるようになることから、本市印鑑条例の改正を行う。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
令和3年5月19日 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布。		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	—	
			分野・方針	効率的・効果的な行政運営	
			施 策	DXの推進	
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
〈市民参加の状況〉					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
		〈政策等の実施時期〉		公布の日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		市民部	市民課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表他）	

交野市印鑑条例（昭和50年条例第26号）新旧対照表

新	旧
<p>(多機能端末機における印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 第12条及び前条第1項<u> </u>の規定にかかわらず、登録者は次に掲げるものを利用することにより、多機能端末機（本市の電子計算システムと電気通信回路で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）による印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p><u>(1) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次号において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u></p>	<p>(多機能端末機における印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 第12条及び第13条第1項の規定にかかわらず、登録者は個人番号カードを利用することにより、多機能端末機（本市の電子計算システムと電気通信回路で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）による印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>